



事例2 K氏 70代女性 満期出所



生活保護

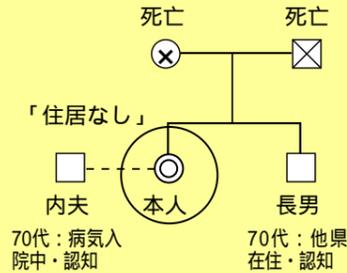
高齢障害者

出身： 県A市
IQ相当値：48（療育手帳取得なし）

罪名：詐欺
入所度数：1度（他県B市刑務所）
刑期：2006年5月～2009年4月

生活歴・犯罪に至った経緯

普通中学卒業後、23歳の時就職（住み込みの工場）のためA市へ転居。そこで、内夫と出会い事実婚。A市にて内夫と共に青果卸業等を営む。66歳の時に内夫が病気で倒れ入院。生活費が入らなくなり、知人にお金を借りてその日暮らしをしていたが、家賃滞納でアパートを追い出される。生活に困りホテルに無銭宿泊し逮捕。2005年6月「保護観察付執行猶予」。保護観察中に寸借詐欺を行い、逮捕・受刑に至る。



1

相談受付

2008年10月

社会福祉推進事業の一環として行った「矯正施設における福祉相談窓口」において、「出所後に何らかの福祉の手立てが必要な対象者」として相談を受ける。

2

ニーズの把握

2009年1月末

支援に先立ち、矯正施設側と個人情報の提供について包括的な合意書を締結し、統括矯正処遇官から簡単なプロフィールの提供を受ける。

面談アセスメントの実施（2009年2月）「ニーズ」の把握と「課題」の整理

「矯正施設側からの情報」+「福祉的な視点」でアセスメント表を作成する

ニーズ

「もう一人では生きていけない。助けて下さい」
「出来ることならA市に帰りたいが、そう無理は言えないので 県に帰りたい」

課題

住民票は 市に残っていたが、帰る家がない。
生活資金がなく、身寄りもない。（実兄・内夫からの支援は、期待出来ない）
知的障害の疑いがあるが、療育手帳の取得はない。
高齢である。

3

福祉的手立ての検討

2月～3月

どこが窓口（援護の実施）になるのか？ まずは、住民票が残っていたA市を窓口として協議を開始

どの福祉につなげるか？ 「課題」から「障害者福祉」「高齢者福祉」「生活保護」を総合的に検討

障害者福祉

「療育手帳の取得」：×

県知的障害者更生相談所と協議

県の判定基準では「18歳以前に知的障害が発生したことの証明が必要」（本人には認知症が進行した身内しかおらず証明が難しい）証明されたとしても、本人の年齢から「知的なのか認知なのか」判定が難しい。

「障害福祉サービスの利用申請」：×

市障害福祉課と協議

市では障害福祉サービス利用のためには「療育手帳」の取得が前提。

高齢者福祉

「養護老人ホームへの措置」：×

A市高齢者福祉課と協議

待機者が多く、利用には2～3年待ち。A市として特段の配慮は出来ない。

「宅老所（入所）の利用」：×

A市高齢者福祉課と協議

保証人等の問題があるので、生活保護の受給が必要と思われる。

「ケアハウスの利用」：×

A市高齢者福祉課と協議

A市のケアハウスは、生活保護を受給しても利用できない。

「要介護認定の申請」：

A市高齢者福祉課と協議

受刑中に認定調査を行うことは可能だが、介護保険料の納付実績がなければ3割負担となるため、生活保護の受給が前提と思われる。

生活保護

「生活保護の申請」：

A市社会福祉課と協議

生活保護は「現地主義」なので、どこで申請を行い、どこが援護の実施になるか検討が必要。

「救護施設への措置」：×

A市高齢者福祉課と協議

生活保護を受給しても、救護施設側の受け入れがすぐに可能かといった問題がある。

4

援護の実施の検討

2月～3月

まず 県内にある複数の「救護施設」に受け入れ確認を行う。

D市にある救護施設から「行政からの依頼があれば受け入れ可能」との回答

帰る場所が無い対象者が、生活保護を申請（受給）するためには？

出所後の「居所（現所在地）」の確保が必要

「居所＝援護の実施」の検討

刑務所所在地であるB市：

申請・受給決定後、他県救護施設へ「措置」することになる。刑務所所在地であるがために「援護の実施」となるのは一極集中を招くとのこと。

県婦人相談所（C市に設置）：

緊急を要する場合であれば、一時的なシェルターとして利用可。ただし、そこから生活保護を申請し、他市救護施設へ入所するのであれば、援護の実施となるC市の了解が必要。

C市と協議するが、一時的な居所がC市にあるがために、D市の救護施設へ入所する方の「援護の実施」にC市がなることは、前例として好ましくないとのこと。

シェルター機能を有する民間施設等（A市）：

A市の社会資源を当たっていく中で「教会」が一時的な受け入れを快諾。



出所後の居所が「教会(A市)」に確定したことで、元々住民票が残っていた「A市(社会福祉課)」「救護施設(D市)」「教会(A市)」「長崎県地域生活定着支援センター」との4者でサービス利用会議を行う

協議・確認事項

- 改めて対象者の情報を提供し、生育歴・ニーズ・課題等の共有化をはかる。
- 出所後「いつ申請を行い」、「いつから救護施設が利用可能か?」、「そのために必要な書類は?」等といった点について協議・確認する。
 ▶ 協議の結果、本人の状況を勘案し「4/1出所日にA市で申請後、即保護開始」の手立てが講じられることになる。しかし、救護施設側の受け入れ態勢が4/2でないと整わないため、4/1は教会に一泊し、4/2に救護施設へ入所することになる。
- 移送の確認
 ▶ 「出所(4/1 他県B市) → 救護施設受け入れ(4/2 ○県D市)」までを地域生活定着支援センターが行う。

最終的な福祉の手立て

4/1

満期出所



個人情報の管理・保管

出所者の情報は「高度な個人情報」である。適切に管理・保管がなされるよう救護施設と地域生活定着支援センター側とで「個人情報の取扱(管理・保管)ガイドラインに関する合意書」を締結する。

具体的な支援の実例-2

個人情報の取扱について

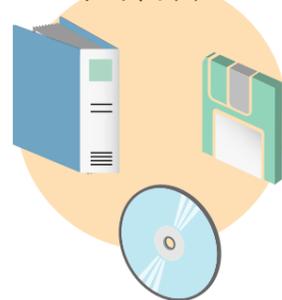
「出所者」とであるという本人にとって一番知られたくない情報である個人情報の管理及び扱いについては、より厳重な管理が必要となる。

対象者の個人情報を管理するパソコンを限定する



- パソコンやデータにパスワードを設定する。(出所者の支援に関わる職員のみで共有)
- 出所者の支援に関する業務用としてパソコンを限定する。
- 個人情報の保存されているパソコンは外部へ持ち出さない。
- 個人情報は必ずデータのバックアップをとる(紛失するおそれのあるため、個人のUSBメモリへは絶対に保存しない)
- 個人情報を入力する際はインターネットにつながらない状態にする。

個人情報の記入されたデータ、ファイル



- これらの情報を橋渡しのために他の福祉施設へ提供する場合は、手渡しもしくは郵送で行う。
- 情報漏えいのリスクが高いため、データをそのまま電子メールやFAXで送らない。
- 郵送の際は、受取側の担当者の名前を宛名に明記する。

鍵をかけて保管



- 外から中のファイルが見えないキャビネットに保管。

事例2を通して見えてきた課題

高齢者福祉

福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した障害者問題への周知

今回のような矯正施設を退所する高齢障害者が、多数存在しているにもかかわらず、高齢者福祉分野においては、まだその問題の周知がなされていない。

▶ 高齢障害者には特に支援の早急性が求められるため、行政、関係機関への周知・徹底が急がれる。

養護老人ホームの活用

養護老人ホームは、行政の「措置」で入所可能な施設なので、福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した高齢障害者にとっては、有効な社会資源の一つである。

今回のA市においては「待機は2~3年必要で、特段の配慮は出来ない」とのことだが、待機期間中「住む家もない」といった方達の場合、行政として何らかの配慮が検討できないだろうか。

一時保護

女性が利用できる更生保護施設の増設又は枠を設ける

今回、○県及び近隣の県には女性が利用できる更生保護施設が設置されていなかったことで、他のシェルターを探すほか選択肢がなかった。

▶ 今後、女性も利用可能な更生保護施設の増設が望まれる。

サービス利用事業所へ引き継ぐ「間(タイムラグ)」の支援体制

本事例では「刑期終了日→救護施設入所日」迄の間にタイムラグが生じ、その間の「一時的な居住の確保」に思いのほか時間を要した。

矯正施設を退所した障害者支援には、その受け皿の整備とともに、一時的なシェルター機能を有する社会資源の整備も急務と思われる。

▶ 但し、シェルター機能を有する民間の社会資源だけに頼らず、必要な時にすぐに利用可能な施設の弾力的運用や行政間の連携も必至。

生活保護

援護の実施市町村の問題

福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した障害者の多くが、帰る場所を有していなかったり、住民票がない等の二次的な問題を抱えている。

その場合、「援護の実施をどこの市町村が行うか?」協議していかなければならないが、特に今回のような「行政の措置で入所する施設」を出所後の受け皿とする場合、表現は悪いが「援護の押し付け合い」で行政間をたらい回しにされることもある。

確かに生活保護手帳には、「実施責任」として「帰住地がない場合は、当該刑務所の所在地を現在地とみなす」とあるが、この文言は今回のような出所後に他県の救護施設等へ措置入所する場合等を想定しているのだろうか?

出所後、明らかに他県の救護施設へ措置入所することが分かっているが、当該刑務所所在地の市町村は、そのケースが増えても対応可能だろうか?

また、「出所後他の管内に移動し保護を求めた場合には、そこを現在地と認定する(局第2-11(3)別冊問答集 問85)」と明記した解釈もあり、帰住地を有しない出所者に対する「実施責任」の解釈が明瞭ではない。

いずれにせよ、一極集中を招くことで矯正施設を退所する障害者が不利益を被ることがないよう対策を検討していかなければならない。

